

報告第 8 号

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり監査委員の意見書を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

特別会計の名称	資金不足比率（％）
若狭町土地開発事業特別会計	—
若狭町水道事業会計	—
若狭町工業用水道事業会計	—
若狭町下水道事業会計	—
若狭町国民健康保険上中診療所事業会計	—

令和7年度若狭町地方公営企業法非適用事業会計並びに企業会計の財政健全
化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に
付された令和7年度若狭町地方公営企業法非適用事業会計並びに企業会計の資金不
足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり
意見を付する。

令和8年8月27日

若狭町長 渡辺 英朗 殿

若狭町監査委員	内藤 久幸
同	辻岡 正和

令和 7 年度 土地開発事業特別会計 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 7 年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 水道事業会計 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和7年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 工業用水道事業会計 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和7年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 下水道事業会計 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和7年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度 国民健康保険上中診療所事業会計 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和7年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

経営健全化審査における資金不足額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。